

## 阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和7年2月6日

阪神水道企業団  
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する業務は下記のとおりとする。

業務名称

阪神水道企業団公式SNS運用業務委託

1 発注案件毎の内容

契約管理番号	240210
業務名称	阪神水道企業団公式SNS運用業務委託
業務内容	阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の公式SNS（Facebook、X及びInstagram）のフォロワー獲得のための企画・立案・施行及びアカウントの管理・運用。
プロポーザル（提案）を求める内容	上記の「業務内容」に記載の内容を踏まえ、受託者の知識、技術及び経験等を活かした、フォロワー獲得に向けた施策の企画立案及びアカウントの管理・運用等
履行期間	令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで
委託金額の上限	1,360,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
支払方法	完成払い
契約不適合責任期間	なし
入札保証金	免除
契約保証金	免除
参加資格	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。また、同等の指名停止を公的機関からを受けていないこと。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。</p> <p>(4) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。</p> <p>(6) 過去5年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注として、同種業務又は類似業務を受託し、実施した実績を有すること。</p> <p>(7) 履行期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。</p>

2 スケジュール（受付は土・日曜日、祝日を除く平日の9時から16時まで、最終日は下記記載の受付時間までとし、受付期間以降の提出等は無効とする。）

参加表明書の受付期間	公告の日～2月17日(月)16:00
質問受付期間	公告の日～2月19日(水)15:00
質問回答予定日	2月25日(火)予定
提案書の受付期間	提案説明書受領の日 ～3月10日(月)12:00
受託候補者の特定	3月19日(水)予定
受託候補者との協議後 契約締結	4月1日(火)予定

### 3 共通事項

「参加表明書等」について	電子メールにより提出 提出先 総務部総務課契約係 E-mail keiyaku@hansui.or.jp
参加表明書等に必要書類 ただし、(5)、(6)に関しては令和7・8・9年度競争入札参加資格の認定を受けた者は不要とする。	(1) 参加表明書（様式－1） (2) 誓約書（様式－2） (3) 過去5年の業務実績（様式－3） (4) その他必要書類（様式任意） (5) 登記簿謄本・登記事項に関する履歴事項全部証明書 (6) 納税証明書
参加表明書等の内容に関する留意事項 （実施予定年度の前年度から起算して過去5年の業務実績）	(1) 参加表明書の提出者が過去に受託した業務の実績について記載すること。 (2) 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。
提案説明書等の配付	参加資格を満たしている参加表明書等の提出者に対して、企業団から提案説明書等を電子メールにて配付
受託候補者の特定方法	提案内容の審査は、提出された参加表明書等及び提案書並びにプレゼンテーションの内容に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案者を受託候補者として特定する。ただし、参加表明時に資格要件や必要書類など参加表明書等に不備があった者は無効となり、提案書の評価は行わない。
その他留意事項	(1) 本案件に関して作成する書類等について、使用する言語は日本語とする。 (2) 委託業務の内容に係る説明会等を行わない。

	<p>(3) 参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。</p> <p>(4) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書等を無効とするとともに、当該参加表明者に対して指名停止等の措置を行うことがある。</p> <p>(5) 提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は受託候補者の特定以外には使用しない。</p> <p>(6) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、評価委員会の委員との間に利害関係がなく、本案件の受託候補者特定の公表までの間において、評価委員会に直接及び間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。</p> <p>(7) 本案件は、令和7年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。</p>
<p>その他本書に記載のない事項、質問事項等についての問合せ先</p>	<p>阪神水道企業団 総務部総務課契約係  〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  電話(078)431-1902(直通)  E-mail keiyaku@hansui.or.jp  問合せ対応は、土・日曜日、祝日を除く平日の9時から16時まで(ただし、12時から13時までを除く。)</p>